

訪問介護契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と株式会社友愛（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護サービスについて、以下のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間等）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、第17条の規定により契約が解除または終了されるまでとします。

（訪問介護計画）

第3条 事業者は、利用者、利用者の後見人または利用者の家族（以下、「利用者等」といいます。）が指定する介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」といいます。）が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者についての解決すべき課題を把握し、利用者の意向を尊重して、介護サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ訪問介護計画を作成します。

2. 事業者は、利用者の居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者等が訪問介護計画の変更を希望する場合は、訪問介護計画について変更の必要性があるかを調査し、介護支援専門員と相談して、その結果、訪問介護計画の変更の必要が認められるときには変更するものとします。

3. 事業者は、訪問介護計画を作成または変更する場合には、利用者等に説明し、同意を得てから交付するものとします。

4. 事業者は、利用者等から同意を得た訪問介護計画を介護支援専門員に報告します。

(介護サービスの内容)

第4条 事業者は、法令に基づき、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して訪問介護計画に沿って、別に発行するヘルパーステーション友愛訪問介護重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」といいます。）に記載する介護サービスを提供します。

2. 事業者は、前条に定める訪問介護計画が作成・変更されるまでの間は、利用者に対し、利用者の有する脳力に応じて自立した生活を送ることができるよう、適切な介護サービスを提供します。
3. 事業者は、利用者に事故または心身の状態に著しい変化がみられたときは、介護支援専門員にすみやかに連絡するとともに、その状況に応じ適切に対応します。

(訪問介護員)

第5条 本契約においてサービス従業者とは、事業者が介護サービスを提供するために使用するものとします。

2. 本契約において「訪問介護員」とは、介護福祉士または介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者で、訪問介護サービス事業に従事する専門職員をいうものとします。

(サービスの実施)

第6条 介護サービスの実施は、訪問介護計画に基づいて行うものとします。但し、事業者は、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

2. 利用者は訪問介護サービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（通院、買い物などの際、交通機関を使用した場合）を負担します。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

(サービス利用料金)

第7条 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金を事業者に支払うものとします。

2. サービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月に定められた日までに支払うものとします。

(利用の中止・変更)

第8条 利用者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消し料を事業者を支払っていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の事由がある場合はこの限りではありません。

3. 事業者は、第1項に基づく利用者からの訪問介護サービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(サービス実施の変更)

第9条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、介護支援専門員と連絡を取り、サービス内容を変更することができるものとします。

2. 前項の変更により新たにサービス料が発生する場合、利用者は事業者に対してサービス料を支払います。

(利用料金の変更)

第10条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

2. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解除することができます。

(事業者及びサービス従業者の義務)

第11条 事業者及びサービス従業者はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

2. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

3. 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者等または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。但し、交付に要する実費相当額は利用者が負担します。

(訪問介護員の禁止事項)

第12条 訪問介護員は利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次の各号に該当する」行為を行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- (3) 利用者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (4) 利用者等からの金銭または物品の授受
- (5) その他、利用者等に行う迷惑行為

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、個人情報の適正な取り扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』、その他関連法令等ならびにヘルパーステーション友愛が定める『個人情報保護規定』を遵守します。

2. 事業者は、収集・保有する利用者等の個人情報の利用目的を明確にし原則として本人の同意を得た上、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用および第三者へ提供します。
3. 事業所の職員は、正当な理由がない限り、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。
4. 事業者は、訪問介護員等が訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者等の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を配慮して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- (2) 利用者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 事業者は、本契約の有効期限内、地震・噴火等の天災、その他自己の責任に帰すべからざる」事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
利用者が死亡した場合

- (1) 要介護認定又は、要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- (2) やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約を修了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第18条 利用者は、本契約の有効期限内、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

2. 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第10条第2項により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合

(利用者からの契約解除)

第19条 利用者は事業者もしくはサービスの従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める個人情報保護に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第7条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも関わらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(苦情対応)

第21条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(裁判管轄)

第22条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(契約に定めない事項)

第23条 利用者及び事業者は信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

2. この契約に定められていない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者と事業所の双方が誠意をもって協議します。

(代理人)

第24条 利用者は、代理人を選任し、この契約に関し、事業者と協議交渉する権限を委任することができます。代理人は、利用者の意思と自己決定権を尊重し、事業者と協議交渉するものとします。

この契約を証するため、利用者と事業者は、署名、押印した契約書を2通作成し、利用者と事業者が1通ずつ保有します。

【契約年月日】

令和 年 月 日

【契約者】

(事業者) 株式会社 友愛
事業所名 ヘルパーステーション友愛
(事業所番号 福岡県 第4071603973号)

所在地 福岡県久留米市荒木町荒木 1961-32
代表者 岡 隆 印

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

代理人を選定した場合

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

利用者との続柄・関係 _____